

## 災害時の応急対策業務に関する協定書

内閣府沖縄総合事務局長（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会会长（以下「乙」という。）とは、農業農村整備直轄事業完了地区（ダム施設除く）における災害時の緊急的な応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定する。

### （目的）

第1条 この協定は、地震、津波及び台風等の異常な自然現象による農業農村整備等直轄事業完了地区における甚大な災害時の緊急的な応急対策に関する実施体制を定め、災害の拡大防止に資することを目的とする。

### （業務の実施範囲）

第2条 業務の実施範囲は、別紙に示す地区の以下の（1）～（4）の国営造成土地改良施設とする。

- （1）頭首工施設
- （2）揚水機場施設（取水施設含む）
- （3）水路施設（配水池含む）
- （4）その他、甲が要請する国営造成土地改良施設

### （業務の要請）

第3条 甲は、甚大な災害が発生し必要と認める時は書面等により、乙に対し乙に所属する会員（以下「乙の会員」という。）の応急対策の支援を要請することができるものとする。ただし、文書で要請する時間的余裕がない場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書により要請するものとする。

### （業務の内容）

第4条 乙は、甲からの応急対策の支援要請があった場合は、速やかに次の各項の応急対策の支援を実施するものとする。

- （1）情報提供
  - 一 会員所属職員等の自宅及び勤務地周辺における国営造成土地改良施設の被災状況に関する情報を収集整理し、甲に情報を提供するものとする。
  - 二 災害の予防に有益な前兆等の情報については、要請の有無に関わらず、情報を把握した時点で甲に情報提供を行う。

### （2）応急対策が必要な場合の対策の実施

乙は甲から国営造成土地改良施設の災害現場における応急対策の要請があった場合は、出動を行う会員名を甲に連絡し、当該会員は甲と応急対策の内容、方法について協議を行い、甲の指示により当該災害にかかる応急対策等を実施する。

- 2 乙の会員は、前項の業務について逐次対応結果等を甲に報告するものとする。



#### (実施体制の整備)

第5条 乙は、第3条の応急対策の支援を速やかに実施できるよう予め連絡体制及び実施体制を毎年度定め、甲に報告するものとする。

2 前項の報告は、この協定の締結後速やかに行うものとする。なお、第8条ただし書きの規定により本協定が延長された場合にあっては、その年の4月末日までに行うものとする。

3 乙は、前項で報告した内容について重要な変更があった場合は速やかに甲に報告するものとする。

#### (契約の締結)

第6条 甲は、第3条に基づき応急対策の支援を要請したときは、甲と乙の会員で業務の内容に応じた契約を遅滞なく締結するものとする。なお、契約の対象とする範囲は、甲と乙の会員との協議により決定するものとする。

#### (事故等への対応)

第7条 乙の会員は、業務の実施に伴い、甲又は乙の会員の責に帰さない理由により、第三者に損害が生じた場合等には、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告するものとし、措置については、甲と乙の会員が協議して定めるものとする。

2 この協定に基づいて応急対策業務に従事した者(以下「従事者」と言う。)が、当該業務に従事したことにより死亡、負傷、若しくは病気にかかり、又は当該業務に従事した事による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは傷害の状態となった場合の補償は、原則として、従事者を使用する者の責任において行うものとする。なお、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がないときは、甲及び乙又は乙の会員とで協議する。

#### (協定期間)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までの期間とする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲、乙いずれからも申し出がない場合は、引き続き同一条件をもって1年間の協定を更新するものとし、その後も同様とする。

#### (疑義等の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年 3月 3日  
平成30年11月14日 別紙一部変更(伊江地区追記)

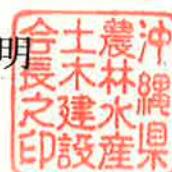
甲 内閣府沖縄総合事務局長

能登 靖



乙 一般社団法人 沖縄県農林水産土木建設会

会長 手登根 明



## 別紙

## 【農業農村整備直轄事業完了地区及び維持管理者】

地区名	維持管理者名	備考
1. 宮良川地区 (石垣市)	沖縄県八重山農林水産振興センタ 一 農林水産整備課 T E L : 0980-82-2342 管理施設：平喜名頭首工、二又頭 首工 石垣市役所農林水産部むらづくり 課 T E L : 0980-82-1518 管理施設：平喜名揚水機場 石垣島土地改良区企画管理課 T E L : 0980-83-7210 管理施設：揚水機場4箇所、用水 路施設 59.2km、配水池5箇所	
2. 名蔵川地区 (石垣市)	沖縄県八重山農林水産振興センタ 一 農林水産整備課 T E L : 0980-82-2342 管理施設：名蔵頭首工、嵩田揚水 機場 石垣島土地改良区企画管理課 T E L : 0980-83-7210 管理施設：名蔵揚水機場、用水路 施設 15.0km、配水池2箇所	
3. 宮古地区 (宮古島市)	宮古島市役所農林水産部農地整備 課 T E L : 0980-76-3204 管理施設：配水池5箇所、送水路 22.0km、導水路3.2km、 取水施設20箇所 宮古土地改良区施設管理班 T E L : 0980-73-1253 管理施設：加圧機場2箇所、用水 路109.1km、配水池1箇所	
4. 沖縄本島南部地区 (糸満市・八重瀬町)	糸満市役所経済観光部農村整備課 T E L : 098-994-0103 管理施設：配水池3箇所、揚水機 場2箇所、加圧機場2箇所、送水 路17.3km 沖縄本島南部土地改良区 T E L : 098-994-0103 用水路24.9km	

地区名	維持管理者名	備考
5. 羽地大川地区 (名護市・今帰仁村)	名護市役所産業建設課 TEL : 0980-53-1212 配水池 10 箇所、揚水機場 5 箇所、 加圧機場 4 箇所、用水路 17.2km 羽地大川土地改良区 TEL : 0980-58-3778 用水路(支線水路) 83.7km	
6. 伊是名地区 (伊是名村)	伊是名村土地改良区 TEL : 0980-45-2122 管理施設：千原貯水池、大野山内 貯水池、配水池 2 箇所、取水機場 1 箇所、送水路 3.9km、用水路 4.2km	
7. 伊江地区 (伊江村)	伊江土地改良区 TEL : 0980-50-6255 管理施設：配水池 2 箇所、揚水機 場 2 箇所、加圧機場 1 箇所、送水 路 2.0km、用水路 7.2km、太陽光発 電施設 133KW(内訳：中央管理所 45.36kw、1号配水池 43.12KW、2 号配水池 44.52KW)	

